

昭和二十九年政令第三百五号

建設機械登記令

内閣は、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第九條及び第二十八條の規定に基き、この政令を制定する。

（管轄）

第一条 建設機械抵当法（以下「法」という。）による建設機械の登記については、建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）以下「令」という。第八條第一項の規定により打刻された記号によつて表示される都道府県の区域内に置かれては、札幌法務局が、管轄登記所としてその事務をつかさどる。

（登記）

第二条 登記は、登記官が建設機械登記簿（以下「登記簿」という。）に登記事項（この政令の規定により登記簿に記載すべき事項をいう。以下同じ。）を記載することによつて行う。（登記用紙）

第三条 登記簿に備える登記用紙は、表題部（第六條各号に掲げる登記事項についての登記が記載される部分）をいう。以下同じ。及び権利部（所有権の保存、移転、変更、処分）の制限若しくは消滅又は抵当権の設定、移転、変更、処分の制限若しくは消滅の登記が記載される部分（以下「制限部」）を区別する。

第四条 法務大臣は、登記簿の全部又は一部が滅失した場合には、三月以上の期間を定めて、その期間内に登記の回復の申請をした者は、なお登記簿における順位を有する旨を告示しなければならぬ。

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

（登記簿の滅失及び回復等）

り込まれた時に、当該申請に係る登記としての効力を生ずる。

5 前三項に定めるもののほか、第二項及び前項の申請並びにこれらによる登記の手續に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

（登記用紙の閉鎖）

イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十一年法律第二百五号）第七條（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二 代理人によつて登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報

三 民法第四百二十三條その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、代位原因を証する情報

四 前三号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

2 前項第一号及び第二号の規定は、建設機械に關する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の囑託をする場合には、適用しない。（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

（申請の却下）

の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿の閲覧を請求することができる。

3 不動産登記法第九十九條第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による請求について準用する。

4 第一項の規定による請求に基づいて交付された登記簿の謄本又は抄本は、民法、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の適用については、これを登記事項証明書とみなす。（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

（登記簿の附属書類の閲覧）

及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転賃の登記に係る部分及び第三号を除く。）、及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転賃の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百十号から第一百二十二条まで、第一百四号から第一百八条まで並びに第一百五十二条から第五十八号までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へ及びトを除く。）、及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第二号から第四号まで、第八条第一項第四号第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八号の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九号から第十二号まで、第十四号から第二十号まで並びに第二十二号から第二十六号までの規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八十八条第三項、第五十二条第二項及び第五十七号第六項並びに同令第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、同法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第八十八条第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同法第五十七号第六項中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法」と、同法第五十七号第六項中「別表」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第

三百五号）別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（建設機械登記令第十六条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六条第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十四条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、同条中「不動産登記法」とあるのは、「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法」と読み替えるものとする。

第十七条 この政令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」には、それぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

第十八条 この政令に定めるもののほか、登記簿の記載方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 抄

1 この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の船舶登記規則の規定による登記用紙の表題部（以下次項において「旧表題部」という。）は、同条の規定による改正後の船舶登記規則の規定による登記用紙の表題部（以下次項において「新表題部」という。）とみなす。

3 登記所は、法務省令の定めるところにより、旧表題部を新表題部に改製することができる。

4 前二項の規定は、第二条の規定による改正前の農業用動産抵当登記令及び第五条の規定による改正前の建設機械登記令の規定による登記用紙の表題部に準用する。

附則（昭和三十七年九月二十九日政令第三九一号）

1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則（昭和三十八年九月二三日政令第三二六号）

この政令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附則（昭和三十九年三月三一日政令第九六号）抄

1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 不動産登記法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第十八号）附則第二項の規定は、この政令の施行前に船舶登記規則第一条、農業用動産抵当登記令第二十条又は建設機械登記令第九条において準用する不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第四十四条の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所有権に関する登記の申請以外のものについて、同法附則第五項から第九項までの規定は、この政令の施行前に登記された船舶、農業用動産又は建設機械を目的とする抵当権で、その目的たる船舶、農業用動産又は建設機械が共同担保目録に記載されていないものがある場合に準用する。

5 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴う登記の手續に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

附則（昭和四十七年三月三一日政令第二八号）

1 この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 第一条から第三条までの規定による船舶登記規則、農業用動産抵当登記令又は建設機械登記令の一部改正に伴う経過措置については、民法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十九号）附則第十五条の規定の例による。

附則（昭和六三年七月一日政令第二二四号）抄

この政令は、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附則（平成二年九月二七日政令第二八五号）

この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。

附則（平成二年六月七日政令第三〇五号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第四五号）抄

第一条 この政令は、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年三月九日政令第三七号）

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月七日政令第三三七号）

<p>申請するときは、次に掲げる情報 (1) 被担保債権の弁済期を証する情報 (2) (1)の弁済期から二十年を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたことを証する情報 (3) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないことを証する情報 ホ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第七十条の二の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報 (1) 被担保債権の弁済期を証する情報 (2) 共同して登記の抹消の申請をすべき法人の解散の日を証する情報 (3) 不動産登記法第七十条第二項に規定する方法により調査を行うつてもなお(2)の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報 ヘ イからホまでに規定する申請以外の場合にあつては、登記原因を証する情報 ト 登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗する</p>	<p>六 抹消された回復する登記の回復事項 ロ 登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗する</p>	<p>七 所有権の保建設機械につき、(昭和二十四年法律第百号)第二項に規定する建設業者である申請人が当該建設機械につき第三者に対抗することのできる所有権を有することを証する情報 ハ 当該建設機械につき、法第四十一条の二の打刻又は検認を受けていることを証する情報 ニ 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)</p>	<p>八 所有権の移転の登記 イ 登記原因を証する情報 ロ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報(公務</p>
<p>九 抵当権に関する登記 一 抵当権(根抵当権を除く。以下この項において準用する)の項において準用する登記法第八十一条の二の打刻又は検認を受けていることを証する情報 ニ 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)</p>	<p>十 登記原因を証する情報 一 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)</p>	<p>十一 登記原因を証する情報 一 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)</p>	<p>十二 登記原因を証する情報 一 登記名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)</p>

口 第六条第十項において準用する登記法第八十一条の二の打刻又は検認を受けていることを証する情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)

<p>各号に掲げる登記事項</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>
<p>當權に關する共同擔保目録があるときは、法務省令で定める事項</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>
<p>するものに限る。</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>
<p>よる權利の移轉の登記（第十六條第一項において準用する不動産登記法第一百條第一項の規定により新たに選任された受託者が単独で申請するものに限る。）</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>	<p>民法第三百九十八條の當權の登記の根抵登記原因を証する情報</p>

<p>規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第二百七条の第二項第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報</p> <p>(3) 当該受益者が信託法第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第八十七条第一項の書面又は電磁的記録</p> <p>ハ 信託の併合又は分割による権利の変更の登記を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>(1) 信託の併合又は分割しても従前の信託又は信託法第五十五条第一項第六号に規定する分割信託若しくは同号に規定する承継信託の同法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、これを証する情報</p> <p>(2) (1)に規定する場合以外の場合においては、受託者において信託法第五十二条第二項、第五十六条第二項又は第六十条第二項の規定による公告及び催告(同法第五十二条第三項、第五十六条第三項又は第六十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を</p>	<p>十 九 信託法第三十条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記</p> <p>十二 信託財産に属する建設機械についてする一部の受託者の任務の終了による権利の変更の登記(第十六条第一項において準用する不動産登記法第二項の規定による公告)</p>	<p>十 九 信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等(公正証書については、その謄本)又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報</p> <p>十二 第十六条第一項において準用する不動産登記法第百条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報</p>	<p>記載する日刊新聞紙又は同法第二百五十二条第三項第二号によつてした電子公告によつてした法人である受託者にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該信託の併合若しくは分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する情報</p>
<p>が単独で申請するものに限る。</p>	<p>イ 登記原因を証する情報</p> <p>ロ 仮登記の登記名義人の承諾を証する当該登記又は当該登記名義人に対する当該登記が抗するに及ぶことを証する情報</p> <p>ハ 登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三</p>	<p>二 所有権に關する仮登記に關する登記</p> <p>二 登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した情報(仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二十条において準用する同法第十八条本文の規定による当該承諾に代えることができる同条本文に規定する差押えをしたこと及び清算金を供託したことを証する情報を含む。)又は当該第三者に對抗することができるとを証する情報</p>	<p>二 仮登記の登記義務者の承諾がある場合における第十六条第一項において準用する不動産登記法第七十七条第一項の規定による仮登記</p> <p>イ 登記原因を証する情報</p> <p>ロ 仮登記の登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報</p>
<p>るものに限る。</p>	<p>官庁又は公署が関与する登記</p> <p>イ 登記原因を証する情報</p> <p>ロ 登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報</p>	<p>二 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記に後れる登記の抹消(第十六条第一項において準用する不動産登記法第一百十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により仮処分の債権者が単独で申請するものに限る)</p>	<p>二 民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する情報</p>
<p>るものに限る。</p>	<p>官庁又は公署が関与する登記</p> <p>イ 登記原因を証する情報</p> <p>ロ 登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報</p>	<p>二 民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する情報</p>	<p>者が作成した情報又は当該第三者に對抗することができるとを証する情報</p>

より官庁又 は公署が囑 託するもの に限る。）
